2020 年 11 月
松山地方気象台

気象と気象用語

【11 月の気象】

- 11 月は、秋から冬への季節の変わり目で、天気が周期的に変化する時期です。西高東低の冬型の気圧配置になると、大陸から寒気が流れ込み、北西の季節風が吹きます。移動性高気圧に覆われると、朝晩は冷え込みますが、日中は風も弱く、暖かく穏やかな晴天（小春日和）になることもあります。
- 松山では、11 月半ばを過ぎると早い年では、初冠雪（皿ヶ嶺）、初氷、初雪、初霜を観測しています。（https://www.jma-net.go.jp/matsuyama/kisetsu/kisetsu.html）
- 10 月に続き、11 月も降ひょうによる農作物への被害が過去に発生しています。2006 年 11 月 11 日未明、瀬戸内海付近に南下した前線に向かって南から温かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、中予や東予でひょうが降り、柿、キウイフルーツ、柑橘類などへ被害がありました。

【気象用語】「異常気象」とは

一般には、過去に経験した現象から大きく外れた現象を「異常気象」といい、大雨や暴風等の激しい数時間の気象から、数か月も続く干ばつ、極端な冷夏・暖冬までを含みます。また、気象災害も異常気象に含む場合があります。気象庁では、気温や降水量などの気象の要素について、ある場所（地域）のある時期（週、月、季節等）において、30 年間に 1 回以下の出現率で発生する現象を指します。

最近の身近な異常気象の例として、平成 29 年 12 月以降の低温と大雪、平成 30 年 1 月下旬の寒波、「平成 30 年 7 月豪雨」及び 7 月中旬以降の記録的な高温、令和元年 12 月以降の高温と少雪、令和 2 年 7 月の記録的大雨や日照不足などがあります。

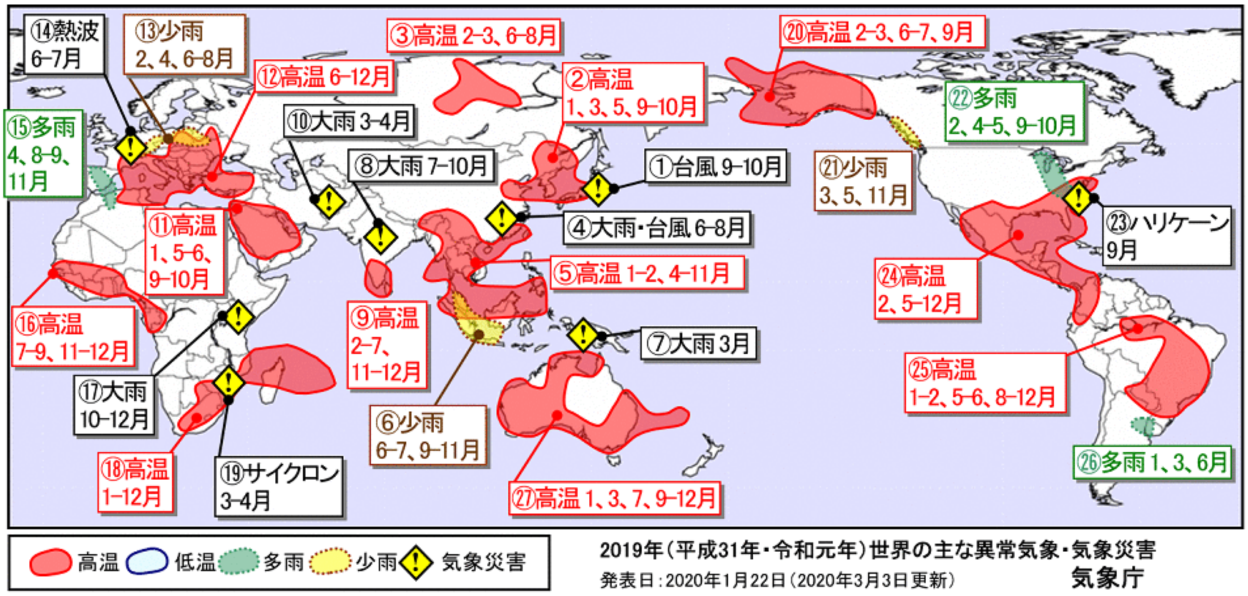

2019年（平成31年・令和元年）世界の主な異常気象・気象災害
発表日：2020年1月22日（2020年3月3日更新）　気象庁

※上図は「世界の年ごとの異常気象」のページで「対象期間」を「2019 年」とすると表示されます。

異常気象が発生する主な要因として、熱帯地域の対流活動の変動、偏西風の偏りや蛇行、貿易風の変動によるエルニーニョ／ラニーニャ現象の発生など、地球規模の大気と海洋の自律的な変動による自然のゆらぎが一方的に大きくなることや、火山活動に伴う大規模な噴煙（火山ガス）や火山灰などの噴出に起因する場合もあります（気象庁は 9 月 10 日、「ラニーニャ現象が発生したとみられる」と発表）。

近年では、上記のような比較的短期の気候変動に加えて、大気中の温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化が背景にあります。気温や海水温の上昇とこれに伴う大気中の水蒸気量の増加によって、過去に経験のない極端な異常気象が発生する確率が高まっていると考えられます。

＜気象庁ホームページ内の関連リンク＞

世界の異常気象　日本の異常気象　災害をもたらした気象事例　長期緩慢災害　異常気象分析検討会